

○金沢大学災害対策本部要項

(平成 25 年 12 月 10 日規程第 1994 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 金沢大学防災規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、金沢大学災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定める。

(対策本部の業務)

第 2 条 対策本部は、災害対策活動に係る基本方針等の決定を行うとともに、次の各号に掲げる業務を実施し、災害対策について全学を総括する。この場合において、文部科学省、地方行政機関、防災関係機関及び部局との緊密な連絡調整を行うものとする。

- (1) 職員、学生等及び患者の安全確保、安否の確認に関する事項
- (2) 救助・救護に関する事項
- (3) ライフラインの安全確保に関する事項
- (4) 災害の応急措置に関する事項
- (5) 情報の収集及び伝達に関する事項
- (6) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告に関する事項
- (7) 被害の軽減及び二次災害の防止に関する事項
- (8) 災害の復旧に関する事項
- (9) その他災害対策に必要な事項

(対策本部の構成等)

第 3 条 対策本部の構成等は、次のとおりとする。

構成	職名	業務
本部長	学長	統括
本部長代行	危機管理担当理事	統括代行
副本部長	理事	本部長の補佐
部局責任者	部局長	管轄(部局)部門担当
通報連絡班長	総務部長	災害対策本部の設置 職員の安全確保及び安否の確認の総括 関係機関等との連絡調整 情報の収集及び伝達 他

初期消火 班長	財務部長	初期消火 物資の調達 重要書類等の搬出 他
避難誘導 班長	学務部長	避難誘導 救助・救援 他
安全防護 班長	施設部長	ライフラインの安全確保 施設、設備の保全及び復旧 施設の安全確保及び警備 他
応急救護 班長	研究推進部長及び社会 共創推進部長	応急救護 救急隊との連携・情報の提供
附属病院 班長	病院部長	附属病院に係る全ての事項(通報連絡・初期消火・避難誘導・安全防護・応急救護等)

- 2 前項の各班の業務を実地するため、各班に補助担当者を置き、構成等は、別表第1のとおりとする。

(構成員の集合)

- 第4条 対策本部構成員及び補助担当者は、災害が発生したときは、速やかに当該部局へ集合するものとする。

(災害時の最優先業務)

- 第5条 本部長は、災害時においては、職員及び学生等の安全確保、安否の確認及び被災者の避難誘導・救助等の人命に係る安全対策業務を最優先しなければならない。

- 2 職員及び学生等の安否の確認方法等は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 電話、口頭による伝達、インターネット及び現場確認等あらゆる手段を講じる。
- (2) 職員及び学生等は、対策本部が安否の確認を行っていることを知った場合は、自らの状況について可能な限り次項に定める部署へ連絡するものとする。この場合において、安否の確認ができた他の職員及び学生等の状況についても合わせて連絡するものとする。

- 3 職員及び学生等の安否確認の体制は、別に定める。

- 4 職員及び学生の安否確認や緊急かつ重要な連絡を行う手段「金沢大学緊急時連絡システム(C-SIREN)」については、別に定める。

(災害時の要員確保)

- 第6条 本部長は、災害時における業務遂行上必要な要員の確保に努めなければならない。

(健康管理等の配慮)

- 第7条 本部長は、職員に災害対策業務を命ずる場合は、健康管理及び衛生管理上に配慮するとともに、危険区域への立入禁止の措置等を講じ、二次災害の防止に努めなければならない。

(支援要請)

第8条 本部長は、災害対策業務の遂行に当たって、必要に応じ、学生等の協力を求めるとともに、本学関係者で対応できない場合は、他機関へ要員の派遣及び救援物資等の支援を求めるものとする。

(被災状況報告等)

第9条 本部長は、被災の状況等を的確に把握し、文部科学省その他関係機関に報告するとともに、事態の収拾に努めなければならない。

(広報活動)

第10条 本部長は、被災状況及び救援活動等について、報道機関等への広報に努めるものとする。

(施設の提供等)

第11条 本部長は、地方公共団体から避難場所等として施設の提供の要請があった場合は、可能な限り施設等を提供するものとする。

2 本部長は、救援活動等のため、関係機関から施設等の一時使用の要請があった場合は、災害対策業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(対策本部の解散)

第12条 対策本部は、その任務を終了したときは、解散する。

(事務の総括)

第13条 この要項の実施に関する事務の総括は、関係部署の協力を得て、総務部総務課が行うものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項関係)

災害対策本部の補助担当者と業務

班名	班長	補助担当者		主な業務
		副班長	班員	
通報連絡 班長	総務 部長	総務部 の各課 長等	各地区の 通報連絡 班員	・ 災害対策本部の設置・体制整備 ・ 職員(入院患者等を含む)の安全確保及び安否確認の総括 ・ 文部科学省，県，市，消防署及び警察署等との連絡調整 ・ 各部局との連絡調整(被災状況等の確認等) ・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 負傷者の病院等への受入依頼 ・ 報道機関への対応 ・ 記録用の写真，ビデオの撮影 他
初期消火 班長	財務 部長	財務部 の各課 長等	各地区の 初期消火 班員	・ 庁舎，校舎の管理，消火及び防災作業 ・ 構内道路の確保 ・ 防災物資の調達，管理及び配給，炊出し ・ 救援物資の受領及び配給 ・ 重要書類の搬出 他
避難誘導 班長	学務 部長	学務部 の各課 長等	各地区の 避難誘導 班員	・ 学生等の安全確保及び安否の確認の総括 ・ 職員及び学生等の避難誘導 ・ 課外活動施設，学生寮等の被災状況の把握及び保全 ・ 職員及び学生等の救助，救護 ・ 避難所の管理
安全防護 班長	施設 部長	施設部 の各課 長等	各地区の 安全防護 班員	・ 危険建物の把握，立入禁止区域の設定及び表示 ・ 施設，設備の被害状況の把握，保全及び復旧 ・ 安全施設内の各種業務遂行場所の確保(本部，

				応急処置所，職員等の一時生活場所等），ヘリポート用の場所の確保 ・仮設のテント，トイレの設置 ・ライフラインの保全，復旧及び施設の警備 他
応急救護 班長	研究 推進 部長 及び 社会 共創 推進 部長	研究推 進部及 び社会 共創推 進部の 各課長 等	各地区の 応急救護 班員	・応急救護所の設置・体制整備 ・応急救護に必要な物資の調達 ・救急隊との連携，情報提供
附属病院 班長	病院 部長	病院部 の各課 長等	病院部の 班員	・附属病院に係る事項(通報連絡・初期消火・避難誘導・安全防護・応急救護・食料補給班等)